

**【ベトナム】知的財産法の諸条項の細則及び施行ガイドラインに関する
政令第 65/2023/ND-CP 号公布のご案内**

2023年9月20日

2023年8月23日、ベトナム政府は、産業財産権、産業財産権の保護、植物品種に係る権利、及び知的財産の国家管理に関する知的財産法の諸条項の細則及び施行ガイドラインに関する政令第 65/2023/ND-CP 号 (“*Decree No. 65/2023/ND-CP Detailing and Guiding the Implementation of a Number of Articles of The Intellectual Property Law on Industrial Property, Protection of Industrial Property Rights, Rights To Plant Varieties and on State Management of Intellectual Property*”) を公布しました。本政令は、政令第 103/2006/ND-CP 号および改正及び補足された政令第 105/2006/ND-CP 号の一部に取って代わるものです。

本政令は、以下の4つの主要部分から構成されています。

- 第一編 総則 (“*General Provisions*” / 3条)
- 第二編 知的財産の国家管理 (“*State Management of Intellectual Property*” / 6条)
- 第三編 産業財産権 (“*Industrial Property Rights*” / 61条)
- 第四編 産業財産権及び植物品種に係る権利の保護 (“*Protection of Industrial Property and Rights of Plant Variety*” / 52条)
- 第五編 実施規則 (“*Implementation Provisions*” / 3条)

この政令の最も重要な部分は、第三編と第四編であり、知的財産権の設定とエンフォースメントにおける各手続きの詳細が規定されています。

第三編（産業財産権）は以下の内容を含みます。

第1章 産業財産権の設定（*"Establishment of Industrial Property Rights"*）

第1節 産業財産権の設定に関する総則（*"General Provisions on Establishment of Industrial Property Rights"*）

第2節 PCT 出願及び PCT 出願の取扱い（*"PCT Applications and Handling of PCT Applications"*）

第3節 ハーグ出願及びハーグ出願の取扱い（*"Hague Applications and Handling of Hague Applications"*）

第4節 マドリッド出願及びマドリッド出願の取扱い（*"Madrid Applications and Handling of Madrid Applications"*）

第5節 保護権利（*"Protection Titles"*）

第2章 産業財産権の対象・内容・制限（*"Subject, Content, Limitation of Industrial Property Rights"*）

第3章 国家予算による科学技術業務の成果である発明、工業意匠、集積回路レイアウト設計（*"Inventions, Industrial Designs, Layout Designs which are Results of Scientific and Technology Tasks Using State Budget"*）

第4章 秘密発明（*"Confidential Inventions"*）

第5章 産業財産権の譲渡（*"Assignment of Industrial Property Rights"*）

第6章 産業財産権の代理（*"Industrial Property Representation"*）

第7章 産業財産権活動促進措置（*"Measures to Promote Industrial Property Activities"*）

第四編（産業財産権及び植物品種に係る権利の保護）は以下の内容を含みます。

第1章 侵害行為の判断、侵害の性質及び範囲並びに損害賠償の判断（*"Determine the Act, Nature and Extent of Infringement, and Determine Damages"*）

第1節 侵害行為の判断根拠、侵害の性質及び範囲（*"Basis for Determination of Infringement Action, Nature and Extent Of Infringement"*）

第2節 損害賠償の決定（*"Determination of Damages"*）

第2章 侵害処理請求と侵害処理請求への対応（*"Request to Handle Infringement and Handling Request to Handle Infringement"*）

第 3 章 産業財産権及び植物品種に係る権利に関する侵害品の取扱い (*"Handling the Goods Infringing on Industrial Property Rights, Rights to Plant Variety"*)

第 4 章 産業財産権及び植物品種に係る権利に関する輸出入商品の取締り (*"Controlling Export and Import Goods in Relations to Industrial Property Rights, Rights to Plant Variety"*)

第 5 章 産業財産権及び植物品種に係る権利の評価 (*"Assessment of Industrial Property Rights, Rights to Plant Variety"*)

第 1 節 産業財産権の評価人、植物品種に係る権利の評価人、産業財産権及び植物品種に係る権利の評価機関 (*"Industrial Property Assessor, Rights to Plant Varieties Assessor, Industrial Property, Rights to Plant Variety Assessment Organization"*)

第 2 節 産業財産権の評価に関する国家管理内容 (*"State Management Content on Industrial Property Assessment"*)

第 3 節 植物品種に係る権利の評価に関する国家管理内容 (*"State Management Content on Assessment of Rights to Plant Variety"*)

第 4 節 産業財産権および植物品種に係る権利に関する評価活動 (*"Assessment Activities of Industrial Property Rights and Rights to Plant Variety"*)

新政令の注目すべき点を以下にいくつか挙げます。

- 従前の規則（通達第 01/2007/TT-BKHCHN 号を改正した通達第 16/2016/TT-BKHCHN 号の第 16 条第 1 項）と比較して、政令第 65/2023/ND-CP 号の第 16 条第 1 項 b 号には、ベトナム知的財産庁（IP Viet Nam）が出願拒絶の決定を行う前又は保護権の付与／付与拒絶の決定を行う前に、出願人が補正を申請することができる情報を追加しました。
 - 出願人の国コード
 - 発明者の住所
 - 産業財産権代理人

備考：政令第 65/2023/ND-CP 号の第 16 条第 1 項 b 号英訳

1. Before the state management agency of industrial property issues a decision to refuse an application, to grant or refuse to grant a protection title, the applicant may:

b) Amendments to the name, address, country code of the applicant, name, nationality, address of the author of the invention, layout design, industrial design; amend the intellectual property representation.

なお、上記は商標、特許、実用新案、工業意匠など、すべての産業財産権に適用されます。

- ベトナムにおける特許の安全管理の手続き及び範囲、特に国防及び安全保障に影響を与える技術分野の発明が、本政令第 14 条および付属書 VII に明確かつ詳細に規定されています。
- 出願人は出願の分割を請求する際、保護対象及び原出願と比較した変更内容の説明を提出しなければなりません。これは出願の分割に関する慣行でしたが、本政令により正式に法的文書として導入されました。

備考：上記は商標、特許、実用新案、工業意匠など、すべての産業財産権に適用されます。

- 本政令第 17 条 b2 項には、出願の取下げ申請が要件を満たさず不備がある場合、IP Viet Nam は出願人に対し取下げを拒絶する旨の通知を発行し、出願人に不備を補正する機会を与えなければならないという規定が追加されています。

備考：上記は商標、特許、実用新案、工業意匠などを含む、すべての産業財産権について、出願の取り下げに関する規定が適用されます。

- ハーグ協定 (Hague Agreement) に基づく工業意匠の国際登録出願のうち、ベトナムを本国とするもの又はベトナムを指定するものに関する手続は、本政令第 22 条から第 24 条まで詳細に規定されています。これらの法律は、出願人が国際的に工業意匠を保護するための明確なロードマップを提供しています。
- ベトナムを本国とするマドリッド協定議定書 (Protocol Relating to the Madrid Agreement) 経由の商標国際登録出願について、本政令は、国際登録番号を付与された出願人が、各種申請 (保護地域の拡大、国際登録名義人の名称及び住所の変更、指定商品/役務の限定、国際登録の有効期間の延長、代理人の選任、代理人の変更、国際登録の譲渡の記録等) を世界知的所有権機関 (WIPO) 国際事務局に直接提出、

又は IP Viet Nam を通じて提出のどちらかを選択できる仕組み、及び IP Viet Nam を通じて提出することを選択した場合の提出書類に関する規則を追加しました。

- 新政令によれば、第 29 条第 1 項の規定に従って出願人が要求した場合、紙媒体の保護証書が出願人に発行されます。出願人が紙媒体の保護証書の発行を要求しない場合、電子媒体の保護証書のみが発行されます。なお、現時点で IP Viet Nam は、保護証書の紙媒体を要求した際の実務を明確にしています。
- 本政令第 29 条 3 項 a では、商標権者は IP Viet Nam に対して「商標見本」の補正を申請することができることが規定されています。商標登録証の商標見本の補正申請は、以下の 2 つの条件を同時に満たす場合にのみ受理されます。(i) (別個での保護はされない) 権利不要求された要素である細部を削除するだけであること、且つ(ii)商標の識別力を変更しないこと。
- 本政令第 29 条第 8 項によると、産業財産権の実施許諾契約の登録証の再発行または写しの発行手続きは、保護証書の再発行または写しの発行手続きと同様に適用されます。
- さらに、本政令では、商標権の譲渡制限に関する 2022 年改正知的財産法 第 139 条 (第 139 条 工業所有権の譲渡に対する制限) 第 4 項 (「標章に対する権利の譲渡は、当該標章を有する商品又はサービスの特質又は出所について混同を生じさせてはならない。」 / 和訳参照 : https://www.jica.go.jp/Resource/project/vietnam/059/materials/lqgpft0000005lvu-att/intellectual_property_law_2022.pdf) の規定の実施のガイドラインとして、新たに 3 つの内容を追加しました。これにより、譲渡される商標が以下の場合、商標権の譲渡は認められません。

(i) 譲渡人が所有する商標と同一又は混同する程類似する場合。 (“*identical or confusingly similar to the mark owned by the assignor;*”)

(ii) 商品または役務の一部に、譲渡人が所有する商品または役務の一部と類似する部分があり、譲渡された商標を使用することにより、商品、役務の出所について混同を生じるおそれがある場合。 (“*there is a part of the goods or services that is similar*

to the part of the goods or services owned by the assignor and the use of the assigned mark is likely to cause confusion as to the commercial origin of the goods, service; or”)

(iii) 商品または役務の出所、品質または価値を消費者に混同または誤認させる標識が含まれている場合。（*”contains signs that cause consumers to confuse or misunderstand the origin, quality or value of goods or services.”*）

- 知的財産権行使のための国境措置に関して、税関は税関手続きの差止を積極的に決定できるようになりました。

それに伴い、政令第 65/2023/ND-CP 号の第四編第 4 章に基づき、産業財産権及び植物品種に係る権利に関する輸出入商品の管理は以下のようになります。

税関が税関手続きの差止を積極的に決定した場合：

検査、監督、管理の過程において、輸出入商品が偽造商標（counterfeit trademarks）商品または偽造地理的表示（counterfeit geographical indications）商品であると疑う明確な根拠が発見された場合、税関は当該商品について税関手続きを差し止める決定を主体的に行うことができます。

税関は、商標または地理的表示の権利者の連絡先がある場合、商標または地理的表示の権利者、および輸出入者にこの差止を直ちに通知しなければなりません。税関手続きの差止の期限は、税関が権利者に通知した日から 10 日間です。

税関手続きの差止期間中、差止を決定した税関は以下の業務を行う責任があります。

- 輸出入者または、商標または地理的表示の権利者（連絡先がある場合）に対し、商品に関する書類（カタログ、検査結果、書類、海外からのデータ、類似案件の処理結果など）の提出を求める。

- 査定または追加査定のためにサンプルを採取する、または関係機関および個人にサンプルの採取を許可する（必要な場合）。

- 権利者、保護有効性、商標又は地理的表示の所有権保護範囲、違反処理権限等に関する紛争又は申立がある場合、IP Viet Nam 又は科学技術省（MOST）と調整及び協議する。

- 省・市税関局及びベトナム税関総局（GDVC）に報告し、複雑な案件を指示し、迅速に解決する。

税関手続きの差止が終了される場合は、以下の流れとなります。

- 税関当局が、差止された商品が偽造商標（counterfeit trademarks）商品、偽造地理的表示（counterfeit geographical indications）商品であり、違反行為が税関当局の管轄に属すると判断した場合、税関は法律の規定に基づき、商標権及び地理的表示権の侵害行為に対する行政処分を行う。違反行為が税関の権限に属しないと判断された場合、税関は他の知的財産権執行機関に案件を引き継ぎ、処理する。

- 産業財産権の国家管理機関から、商標又は地理的表示の権利者、有効性及び保護範囲に関する紛争又は申立を通知する文書を受領した場合、税関当局は、税関当局が行政違反処理決定書を発行していない限り、引き続き当該商品の税関手続きを行う。

- 当該違反が刑法の規定に基づき犯罪の兆候を有すると判断される場合、税関当局は当該違反を管轄当局に移管し、法に基づき調査及び起訴を行う。

- 税関当局が、差止された商品が偽造商標（counterfeit trademarks）を付した商品又は偽造地理的表示（counterfeit geographical indications）を付した商品ではないと判断した場合、税関当局は引き続き当該貨物の税関手続きを行い、関係者に通知する。

備考：ご参考までに、著作権侵害の兆候を示す商品の取り扱いについては、別の政令、すなわち著作権および著作隣接権に関する知的財産法を制定した政令第17/2023/ND-CP 号第90条に規定されています。

第90条 著作権および著作隣接権侵害の兆候を示す商品の取り扱い

1. 税関当局は、著作権侵害の兆候を示す商品の場合、又は著作権者、著作隣接権者の要請により、又は行政処罰を科す目的で、税関手続きの差止に関する決定を発行し、著作権者、著作隣接権者及び商品所有者に税関手続きの差止を通知しなければならない。通知には、当事者の氏名、住所、ファックス番号、電話番号、差止の理由及び期間を記載しなければならない。

2. 税関当局は、知的財産法第218条第3項及び以下の場合に従い、以前に停止された貨物の税関手続きを進める：

a) 申立、告発の解決に関する決定に従い、税関手続きの差止に関する決定が一時停止または取り消された場合。

b) 税関手続きの差止を要請する個人が要請を取り下げた場合。

- 本政令の付属書 I、II および IV には、知的財産権の確立および国家管理機関によるエンフォースメントのために実施されるすべての新しい書式が含まれています。さらに、「医薬品の販売認可の初回遅延の確認申請書 (**"Application for confirmation of first-time delayed marketing authorization of pharmaceuticals"**)」や「特許に基づき製造された医薬品の販売認可の初回遅延による補償金要請書 (**"Request for compensation due to first-time delay in issuance of marketing authorization for pharmaceuticals manufactured under patent"**)」などの書式が初めて発行され、これらの手続きを IP Viet Nam で申請できるようになりました。

- 本政令は、第48条から第52条までの5条において、秘密発明の詳細を規定していません。秘密発明に関する規定は以下を含みます。

- 秘密特許出願は（電子形式ではなく）紙媒体で提出しなければならないという要件 (*"the requirement that confidential patent applications must be submitted in paper form (not electronic form)"*)
- 提出が必要な書類 (*"documents that need to be provided"*)
- 出願処理手続き (*"application processing procedures"*)
- 秘密特許出願の内容を決定する審査期限を18ヶ月以内とすること (*"examination deadlines to determine the content of a confidential patent application for no more than 18 months"*)
- 情報開示が国家機密保護に関する法規に適合しているか否かを判断する際に、公安省と調整する仕組み (*"a mechanism to coordinate with the Ministry of Public Security in determining the conformity of information disclosure with legal regulations on protecting state secrets"*)
- 秘密特許出願及びその他の秘密発明に関連する出願に関する決定及び通知に対する不服申立に関する規定 (*"regulations on not petitioning any decisions"*)

and notices on confidential patent applications and other types of applications related to confidential inventions”)

- 秘密特許出願の非公開に関する規定 (*”regulations on non-publication of confidential patent applications”*)
- 秘密発明の特許出願及び特許登録の際の秘密解除に関する規定 (*”regulations on declassification of confidential inventions when applying and being granted a patent registration”*)
- 秘密発明の外国登録及び秘密発明の使用管理に関する規定 (*”regulations on registering confidential inventions abroad and managing the use of confidential inventions”*)

何かご不明な点がございましたら、下記お問合せ先にご連絡ください。

どうぞよろしく願いいたします。

お問合せ先：商標担当 加藤 (trademark@siasia.co.th)